甲第114号証

マイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウド利用規約

第１条（本規約）

本規約は、「マイキープラットフォーム」及び「自治体ポイント管理クラウド」（以下、「本サービス」という。）を利用する利用者（以下、「本サービス利用者」という。）が、本サービスを利用するための条件等を定めたものです。

第2条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

（1）「マイナンバーカード」とは、行政手続における個人を識別するための番号利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードのことをいいます。

（2）「マイキープラットフォーム」とは、マイナンバーカードのマイキー部分（ICチップの空き領域と公的個人認証の部分）を活用して、マイナンバーカードを各種サービスを呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤のことをいいます。

（3）「マイキーID」とは、マイナンバーカードのマイキー部分のうち、公的個人認証サービス対応して本サービス利用者が任意で作成し、一意性が確保されたIDであり、マイキープラットフォームに登録されて活用されます。

（4）「マイナポイント」とは、対象決済事業者が、対象キャッシュレス決済サービスで利用可能なポイント等を所定の要件で所定の対象者に付与する場合における当該ポイント等をいいます。

（5）「サービスID」とは、図書館や商店街などのサービスの利用者に付与されている顧客IDおよび当該サービスの事業者IDの総称です。

（6）「自治体ポイント管理クラウド」とは、地方公共団体のポイントサービスにおけるポイント付与業務を支援するとともに、地域経済応援ポイント協力企業のポイントを地域経済応援ポイントに変換し、自治体ポイントに合算するための共通情報基盤をいいます。

（7）「地域経済応援ポイント」とは、民間企業のポイントやマイレージ等を本人が同意した場合、自治体ポイントに合算して地域で活用しようとするものをいいます。

（8）「自治体ポイント」とは、ボランティアや子育て支援など、住民の公共的な意義のある活動をポイント付与で支援し、さらに、そのポイントを地元商店街等で活用することにより、地域経済にも寄与しようとするものをいいます。

（9）「地域経済応援ポイント協力企業」とは、自社の発行するポイントやマイレージ等を本人が同意した場合、自治体ポイントに合算して地域で活用しようとすることに協力する会社をいいます。

（10）「自治体ポイントへの交換サービス」（以下、「本交換サービス」という。）は、クレジットカード各社や大手航空会社、大手携帯電話会社等のポイントやマイレージ等を本人が同意した場合、自治体ポイントに合算するサービスのことをいいます。

（11）「マイキープラットフォーム運用協議会」とは、マイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウドを利用する地方公共団体（利用を検討する地方公共団体も含む。以下、同じ。）が、公共施設等の利用者カードのマイナンバーカードへの統合等による国民生活の利便性の向上、自治体ポイント管理システムの利用による

行政コストの削減、及びポイントやマイレージ等を活用した地域経済の活性化に取り組むにあたり、効果的な事業運営のために地方公共団体間の調整等を行うことを目的として設立される、地方公共団体の長を会員とする組織であり、本確認事項の内容を議決事項とすること等をその内容とする規約により設立されたものをいいます。

第3条(提供する機能)

本サービスは、以下の主要な機能を本サービス利用者に提供します。

(1)マイキーIDの作成、変更、廃止
(2)サービスIDの登録、利用
(3)ポイントの交換
(4)自治体ポイントの利用
(5)マイナポイントの申込み

第4条(マイキーIDの作成・変更・廃止)

1 マイキーIDは、次の各号の定めるところにより作成・利用することができます。

(1)本サービス利用者は、複数のマイキーIDを作成することはできません。
(2)本サービス利用者は、任意にマイキーIDを変更したり、廃止することができます。
(3)本サービス利用者がマイキーIDを廃止した場合は、本サービスの利用は停止されます。

2 本サービスの利用者は、マイキーID及びこれに係るパスワード並びに次条に基づき登録するサービスID及びこれに係るパスワードその他の認証に使用する番号記号等(以下「ID等」といいます。)について、第三者に知られないように善良な管理者の注意義務を持って管理するものとします。本サービスにおいて、ID等が使用された場合には、本人による使用とみなすものとします。

第5条(サービスIDの登録・利用)

サービスIDは、次の各号の定めるところにより登録・利用することができます。

(1)本サービス利用者は、本サービスに対応した他サービスの顧客IDをマイキープラットフォームに登録することができます。
(2)本サービス利用者は、マイナンバーカードを他サービスの顧客IDカードの一部機能を代替するものとして利用することができます。
(3)本サービス利用者は、顧客IDを登録した他のインターネットサービスと自治体ポイント管理クラウドの情報を連携させることができます。

第6条(自治体ポイントの種別と口座)

本サービスでは、以下のポイントを管理します。

(1)「自治体ポイント」とは、市区町村毎に発行されるポイントであり、市区町村が自らの事業で発行するもの(以下、「行政ポイント」という)と、地域経済応援ポイントとして応援ポイント協力企業が発行するポイントやマイレ

ージから交換されるものとが合算されたものです。「自治体ポイント口座」で管理し、各市区町村が定めた使途にて汎用的に利用することができます。

(2)「特定支援イベント口座」とは、都道府県や市区町村が、特定の事業で利用できるポイントを管理するための口座です。

(3)「留保ポイント」とは、利用者が地域経済応援ポイントから自治体ポイント等に交換する際に、一定期間交換手続きを留保するものです。

第7条(ポイントの交換)

ポイントの交換は、次の各号の定めるところによります。

(1)本サービス利用者が、地域経済応援ポイント協力企業のポイントやマイレージを自治体ポイントに交換することを希望する場合は、地域経済応援ポイント協力企業が開設する Web サイト等で申し込みを行うものとします。

(2)本サービスは、ポイント交換にあたり、所定の審査を行い、その可否を決定するものとします。

(3)前項の審査の結果、本サービス利用者が本規約を遵守していないと認めた場合には、本サービスは当該利用者のポイント交換を拒否することができるものとします。

(4)ポイントの交換手続きは、自治体ポイント管理クラウドにおける特定の自治体ポイント又は特定支援イベント口座への確定をもって成立した(以下、「ポイント交換成立」という。)とみなします。留保ポイントは、ポイント交換手続の途中の状態とします。

第8条(自治体ポイントの価値・有効期限)

自治体ポイントの価値・有効期限は、次の各号の定めるところによります。

(1)1自治体ポイントの価値は、1 円相当とします。

(2)本サービス利用者は、本サービス利用にあたり「基本自治体」を設定する必要があります。

(3)留保ポイントの最大留保期間は、交換日より 14 日間とします。本サービス利用者が期間内に自治体ポイント等への確定手続きが行われない場合は、基本自治体として設定した自治体ポイントに自動的に移行されます。

(4)自治体ポイントの有効期限は、ポイント交換成立より 300 日間とします。本サービス利用者が期間内に自治体ポイントを利用しなかった場合は、自治体ポイントは失効します。

(5)特定支援イベントの有効期限は、イベント毎にポイントの発行期間が異なります。ポイントの有効期限は、ポイント発行日より 100 日間とします。期限内にポイントを利用しなかった場合は、ポイントは失効します。

第9条(自治体ポイントの使途)

自治体ポイントの使途は、次の各号の定めるところによります。

(1)自治体ポイントの使途のルールは、マイキープラットフォーム運用協議会が定めます。

(2)自治体ポイントの使途は、そのポイントを発行する各自治体が前条のルールに基づいて設定します。

(3)本サービス利用者は、各自治体が設定したポイントの使途をインターネットのサイト(自治体ポイントナビ)にて確認することができます。

第10条（自治体ポイントの譲渡禁止）

本サービス利用者は、自己に付与された自治体ポイントにかかる権利を第三者に譲渡できないものとします。

第11条（その他の禁止行為）

本サービス利用者は、本サービスの利用に当たり、次の各号に掲げる行為を禁止行為とする。

（1）法令等、公序良俗に反する行為

（2）本サービス及びこれに係るサーバーやネットワークその他のシステムに対し、不正にアクセスする、または試みる行為

（3）本人以外の第三者になりすまして本サービスを利用する行為（第三者のポイント取得権限を盗取、詐取する行為を含みます。）

（4）本サービスに含まれる著作権，商標権ほか知的財産権を侵害する行為

（5）風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、本サービスの信用を毀損し、または本サービスの業務を妨害する行為

（6）本サービスのサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり，妨害したり、これらのシステムに悪影響を及ぼす行為

（7）本サービスに関連するシステム、ソフトウェア、プロトコル等をリバースエンジニアリング等により解析する行為、これらを改ざん、複製又は二次利用する行為

（8）その他、本サービスの運用に支障を及ぼす行為、又はそのおそれのある行為

第12条（権利の喪失）

次のいずれかに該当する場合、本サービスは、マイナポイントの申込みの権利、自治体ポイントの利用およびポイントを交換する権利を喪失させることとします。

（1）本サービス利用者が、マイキーIDを廃止した場合。

（2）本サービス利用者が、本規約に違反した場合。

（3）地方公共団体が本サービスの利用を停止、又はマイキープラットフォーム運用協議会を退会した場合、その団体の発行した自治体ポイントは利用できなくなる可能性があります。

（4）本サービスが終了した場合。

第13条（損害賠償）

本サービスが本サービス利用者に対して損害賠償責任を負う場合、本サービスが賠償する損害は、通常かつ直接の損害に限るものとし、本サービスはいかなる場合であっても、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、使用機会の喪失による損害について責任は負わないものとします。

第14条（本規約の変更、本サービスの終了、中止、変更等）

1　本規約は、ホームページ上での事前の告知または本サービス利用者への通知により、変更することができるものとします。この場合、当該告知または通知に記載された変更期日をもって、変更の効力が生じるものとします。

2　本サービスは、いつでも終了、中止または内容を変更される場合があることを、本サービス利用者はあらかじめ承認するものとします。この場合、本サービスは、終了、中止または内容を変更される旨をホームページ上で告

知するか、または本サービス利用者に通知するものとし、本サービスは、当該告知又は通知する期日をもって、終了、中止または変更されるものとします。

3 本サービスの終了、中止または変更により生じた損害については、本サービスは一切の責任を負わないものとします。

4 本サービスの内容は、日本国の法令等にもとに規制されることがあります。

（令和2年6月）

マイキープラットフォーム運用協議会